

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 郡山市 】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>(1) 外国人児童生徒等教育相談員派遣事業連絡協議会 【構成員】 郡山市外国人児童生徒等教育相談員 8名 (中国語担当 3名、英語担当 1名、ベトナム語担当 1名、ウルドゥー語 1名、タガログ語・ビサヤ語 1名、ネパール語 1名) 郡山市教育委員会学校教育推進課主幹兼指導主事 1名 郡山市総合教育支援センター指導主事 1名 郡山市教育委員会学校教育推進課指導主事 1名</p> <p>(2) 関係団体(連携・情報共有を図っている団体) 福島県国際交流協会 郡山市国際交流協会 こおりやま日本語教室</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 運営協議会・連絡協議会の設置・運営 連絡協議会を2回開催した。第1回は、今年度の取組と効果的な支援の方法についての情報交換と協議を学校担当者と外国人児童生徒等教育相談員とで行った。第2回は、今年度の取組を振り返り、成果と課題を共有した。</p> <p>(2) 学校における指導体制の構築 日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する小学校8校、中学校4校の中から、4校を拠点校として位置付けた上で、「日本語指導による特別の教育課程」を編成し、「個別の指導計画」に基づいた日本語指導や学習支援を行った。派遣校においては、日本語指導を必要とする児童生徒への日本語指導や教育相談のあり方、校内の支援体制構築に向けて実践を行った。拠点校においては、受け入れの実績等を生かして、情報提供を行った。</p> <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する小・中学校においては、「日本語指導による特別の教育課程」を編成し、「個別の指導計画」を作成して指導・支援を行った。日本語指導を行うにあたっては、当該校の教職員(指導を行う教員としては、学級担任が多い)や外国人児童生徒等教育相談員等が担当し、支援体制や役割、指導内容、日時を明確にすることや具体的な手立てについての振り返りと確認を行い、効果的な支援を行えるようにした。</p> <p>(4) 成果の普及 本市外国人児童生徒等教育相談員を派遣した学校から情報を収集し、日本語指導を必要とする</p>

児童生徒への効果のあった実践事例や日本語指導・教育相談の実際、受け入れの実際などを集約し、各学校に配付し共有している。

(7) ICTを活用した教育・支援

外国人児童生徒等教育相談員の派遣がない日などに日本語指導を必要とする児童生徒とのコミュニケーションを図るため、事務局で自動翻訳機を購入し、希望する学校に貸与した。

タブレット端末の機能や画像、デジタル教科書の機能を活用して、児童生徒の実態や日本語能力に応じた指導を展開した。

効果的なアプリやサイト等についても、各学校に周知した。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する小・中学校に、その児童生徒の母語を理解することができる外国人児童生徒等教育相談員を派遣した。

内容としては、ひらがなやカタカナ、漢字の読み書き、文章の読み書きの指導、日常会話指導、教育相談等を中心として指導を行った。指導の日時については、週に1回1時間程度から月に1回1時間程度など、学校や児童生徒の実態に応じて指導を行った。

児童生徒ばかりではなく、保護者に対しても親身に教育相談を行ったり、学校の教育相談時に通訳を行ったりし、それぞれの不安の解消に大きく貢献した。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

- 年度初めに支援の在り方について確認したことによって、学校の取組と外国人児童生徒等教育相談員の支援の足並みを揃えて指導に当たることができた。さらに、年度末に取組の成果と課題を共有したことによって、その後のよりよい支援につなげることができた。
また、各学校や相談員の取組について情報交換することで、各校における支援内容の充実を図ることができた。
- 市立学校各学校において言語のニーズが多様化しているため、外国人児童生徒等教育相談員の人材確保が今後の課題である。

(2) 学校における指導体制の構築

- 拠点校を設置することで、日本語指導を必要とする児童生徒に対する校内の支援体制のあり方、実効性のある指導内容や指導方法等について実践を通じて蓄積を図ることができた。
- 日本語指導を必要とする児童生徒を支援するためのノウハウを蓄積し、担当した教員の個人的な経験としてとどめるのではなく、学校の経験値として学校内外で共有することを意識した取組が必要である。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- 日本語指導を必要とする児童生徒に対して、日本語指導を誰が、いつ、どこで、何を用いて、どのように行うのか等、各学校において利用できる人材、手段、方法を吟味し、関連付け、効果的に活用することができた。
- 日本語指導を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、今後も教育員会と学校、教育相談員が連携し、共通認識をもった上で、本人、保護者の合意や同意を得ながら「特別の教育課程」を編成していく必要がある。「特別の教育課程」による日本語指導を受けることにより、日本語を聞くことや話すことについて日本語が上達する例が多い一方で、日本語で書くことや授業で用いられる日本語を理解する力の育成については、さらに効果的な教育課程の編成が必要である。

(4) 成果の普及

- 効果的な実践例を紹介することにより、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する他の学校にとって参考になるもとが多くなった。今年度途中や新年度、新たに日本語指導を必要とする児童を受け入れる学校に対し、受入体制や支援の実際について情報提供を行い、学校や児童の実態に応じた支援体制の構築につなげることができた。

- 日本語指導を必要とする児童生徒への対しては、継続して支援を行っていく必要がある。外国人児童生徒等教育相談員が派遣できない、または派遣までに時間がかかる状況も考えられることから、拠点校における効果的な取り組み事例を共有しながら日本語による受入体制と支援体制、支援方法を共有することが必要である。

(7) ICT を活用した教育・支援

- 外国人児童生徒やその保護者の母語を理解できる者が校内にいない時に、児童生徒に指示を出したり、保護者との教育相談をしたりする際に効果的であった。また、友人とのコミュニケーションをスムーズにすることもでき、編入当初の不安を取り除くこともできた。
- タブレット端末やデジタル教科書を活用することにより、児童生徒の学習意欲を喚起することができた。
- 自動翻訳にも限界があり、常に正確に翻訳されている訳ではないことを、教職員も児童生徒も保護者も理解して使用する必要がある。今後、母語に対応できない児童生徒がさらに増えることを考えると、貸与期間や方法等についても見直しを行っていく必要がある。
- ICT 機器の活用については、さらに効果的な活用方法について模索することや、実践事例を他の学校、教育相談員の中で情報共有を進めていく必要がある。
- 効果的なアプリやサイト等の共有し、児童生徒や担当教員、教育相談員が活用できるように整備していく必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

- 児童生徒が日本の学校に適応できるようにするために、児童生徒の日本語の習得を中心に適切な支援を行った。児童生徒は、母語を介して、自分の気持ちを聞いて理解してくれる教育相談員の訪問を楽しみにしており、教育相談員が児童生徒の日常生活における不安や悩みの解消、日本語学習への動機づけ、保護者の不安解消に大きく貢献した。また、年度当初あるいは編入当初に比べ、特に日常会話についての日本語能力の向上が見られた。
- 昨年度から、支援を要する児童生徒が増えること、多言語化が進むことが予想されることから、これまでの派遣期間が長い学校や派遣時数の多い学校のみを拠点校としたグループを作成し、組織的な支援体制の整備を行った。拠点校をその中心とする。新たに支援を要する児童生徒を受け入れる学校ができた場合には、その母語によって所属するグループを決定し、拠点校を中心に、学校に蓄積している支援のノウハウを新規の学校に伝えられるよう体制を整えることができた。
- 外国人児童生徒の母語が多言語化しつつあり、外国人児童生徒等教育相談員の派遣回数に限りがあること、対応できる言語が限られていることが今後の課題であると考えられる。
- 今後は、多くの言語に対応できる外国人児童生徒等教育相談員の確保や必要最低限のコミュニケーションを可能とする自動翻訳機の活用、「やさしい日本語」等を活用した日本語による指導の導入等を検討していく。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	0人 (0園)	人 (校)	人 (校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

外国人児童生徒等教育相談員、保護者、学校、教育委員会担当者等が日本語指導を必要とする児童生徒の課題を共有し、連携しながら支援することができた。特に、外国人児童生徒等教育相談員が母語によって支援することにより、日本語指導を必要とする児童生徒だけでなく、保護者や学級担任の不安解消と相互理解につなげることができた。しかし、家庭環境に恵まれない場合もあるこ

とから、保護者に対しての協力依頼や相談を今後も外国語を通じて行う必要がある。

本市では、日本語指導を必要とする児童生徒の転入の増加、多国籍化傾向にあることから、今後も、外国人児童生徒等教育相談員の多言語化への対応や増員、学校への派遣回数の拡大等も含めて充実を図る必要がある。一方で外国人児童生徒の母語の多言語化に伴い、それぞれの母語を話し、教育相談を行うことのできる外国人児童生徒等教育相談員の確保が難しい現状がある。そのため、特に外国人児童生徒等教育相談員を派遣できない状況（中国語、ベトナム語、ウルドゥー語、フィリピン語（タガログ語・ビサヤ語）以外の言語）の中での効果的な支援として、自動翻訳機やタブレット等のICTを活用した意思疎通と相互理解、担当教員が行う日本語指導、受け入れ初期段階における校内の支援体制のあり方等について、外国人児童生徒等教育相談員派遣校の実績や関係機関の協力を得ながら、実態や環境に応じた支援と情報提供を行えるようにしていく必要がある。

そのためにも外国人児童生徒等教育相談員の指導力の向上や「特別の教育課程」を編成し、「個別の指導計画」を活用した校内支援体制の構築と具体的で効果的な指導の在り方を共有することは非常に重要であると考えている。今後も効果的な支援の在り方や支援ツールの活用、日本語指導を必要とする児童生徒や保護者が抱える不安とその対処法などを蓄積し、共有化できるようにしたい。

編入する学年について、特に中学校の3年生については、高校入試等への影響も大きいため、本人の日本語能力や希望、保護者の希望を考慮しながら情報提供を行い、本人にとってより良い選択となるように支援をしてく必要がある。

※ 枠は適宜広げること。（複数ページになつても差し支えない）成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。